

第23号議案

尾張旭市介護保険条例の一部改正について

尾張旭市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年2月27日提出

尾張旭市長 柴 田 浩

提案理由

この案を提出するのは、介護保険事業計画の見直しにより介護保険料率の算定に関する基準を改定するに当たり、所要の整備を図るため必要があるからである。

尾張旭市介護保険条例の一部を改正する条例

尾張旭市介護保険条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(保険料率) 第4条 <u>令和3年度から令和5年度までの各</u> 年度における保険料率は、次の各号に掲げ る第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当 該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令（平成10年政令 第412号。以下「令」という。）第3 9条第1項第1号に掲げる者 <u>23, 9</u> <u>00円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>35, 900円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>41, 900円</u> (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>50, 800円</u> (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>59, 800円</u> (6) 次のいずれかに該当する者 <u>68,</u> <u>800円</u> ア 合計所得金額（地方税法（昭和25	(保険料率) 第4条 <u>令和6年度から令和8年度までの各</u> 年度における保険料率は、次の各号に掲げ る第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当 該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令（平成10年政令 第412号。以下「令」という。）第3 9条第1項第1号に掲げる者 <u>26, 3</u> <u>00円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>39, 500円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>45, 400円</u> (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>59, 200円</u> (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>65, 800円</u> (6) 次のいずれかに該当する者 <u>79,</u> <u>000円</u> ア 合計所得金額（地方税法（昭和25

年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。) (租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)が120万円未満であって、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ_____に該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 77,
800円

ア 合計所得金額が210万円未満であって、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要と

年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。) (租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 85,
600円

ア 合計所得金額が210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要と

しない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ_____に該当する者を除く。）

（8） 次のいずれかに該当する者 89,
800円

ア 合計所得金額が320万円未満であつて、_____前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ_____に該当する者を除く。）

（9） 次のいずれかに該当する者 95,
800円

ア 合計所得金額が400万円未満であつて、_____前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ又は第12号イ_____に該当する者を除く。）

（10） 次のいずれかに該当する者 104

しない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

（8） 次のいずれかに該当する者 98,
800円

ア 合計所得金額が320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

（9） 次のいずれかに該当する者 111,
900円

ア 合計所得金額が420万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

（10） 次のいずれかに該当する者 125

1 項第 1 号イ__（1）に係る部分を除く。） _____

(13) 前各号のいずれにも該当しない者
122,700円

2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、11,900円とする。

1 項第 1 号イ__（1）に係る部分を除く。） 、次号イ又は第 14 号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 158,100円

ア 合計所得金額が 800 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 164,700円

ア 合計所得金額が 1,000 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（1）に係る部分を除く。）

(15) 前各号のいずれにも該当しない者
171,200円

2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、15,100円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「11,900円」とあるのは、「20,900円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「11,900円」とあるのは、「38,900円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第6条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ又は第6号ロ

_____に
該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から第6号までの

_____いずれ

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「15,100円」とあるのは、「26,300円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「15,100円」とあるのは、「45,100円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第6条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び_____ (1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第4条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで又は第4条第1項第6号から第14号までのいずれ

かに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。 4 (略)	かに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。 4 (略)
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の尾張旭市介護保険条例の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。